


CREDas 入力システム Q&A 集（案）

平成 26 年 12 月

京都市建設副産物対策協議会

Q&A集

質問	回答
<p>発注機関の名称が変更されました。CREDAS に新しい名称が存在しない場合、どのコードを選択すればよいですか。</p>	<p>新しい機関名称がない場合は、旧機関名称を選択してください。</p>
<p>建設資材の利用量の欄において、0.03 など、0.05 未満の数値を入力した場合、自動的に0.0 と表示されてしまいます。0.05 未満の数値を入力したい場合どうすればいいですか。</p>	<p>資材の入力桁数は、資材利用、発生・搬出に関わらず、少数点以下第1位までです。 したがって、入力数値が0.1未満の値の場合は、一律0.1として入力してください。 (例)「0.03t」⇒「0.1t」, 「0.07t」⇒「0.1t」</p> <p>また、「請負金額」及び「運搬距離」についても同様に入力桁数が指定されているので注意してください。 (例)「12,555,000円」⇒「12,560,000円」 「12,553,000円」⇒「12,550,000円」 (例)「0.3km」⇒「1km」</p>
<p>工事概要や施工条件内容は集計しているのでしょうか。記入する目的により書き方も変わるかと思えます。</p>	<p>集計は行っていません。工事の内容を把握するための欄であるため、記入方法については任意です。</p>
<p>同品目で搬出先が複数となる場合は、どのように入力すればいいですか。</p>	<p>「行追加」ボタンをクリックすると入力行が追加されます。資材利用についても同様です。</p>
<p>運搬距離の欄には、実際の運搬距離か最短距離、どちらを入力するのでしょうか。</p>	<p>実際の運搬距離を入力してください。</p>
<p>工事において非飛散性アスベストが発生するのですが、副産物のどの区分に該当するのでしょうか。</p>	<p>「その他の分別された廃棄物」に該当します。</p>
<p>再生資源利用計画書(実施書)において、コンクリート二次製品の規格が複数存在する場合、規格ごとに全て入力する必要がありますか。 (例) ボックスカルバート 1200*1000 3.0トン ボックスカルバート 800*1000 2.0トン U字溝 500*400 2.0トン U字溝 400*400 1.5トン</p>	<p>同一の製品で規格が異なる場合、規格毎に全て入力する必要はありません。製品の種類毎に入力してください。 (例) ボックスカルバート 5.0トン U字溝 3.5トン ※ただし、製造元が異なる場合は分けて入力してください。</p>

質問	回答
<p>入力タブが黄色になっていますがこのまま登録をして問題ないでしょうか。</p>	<p>入力内容に矛盾がある場合に、エラーメッセージが表示されます。エラーには、必ず修正しなければならない必須エラー（赤色で着色）と、確認が必要な警告エラー（黄色で着色）があります。警告エラーの場合、修正しなくても登録可能ですが、何らかの矛盾が生じている可能性が高いため、問題がないか必ず確認を行ってから登録してください。</p> <p>なお、エラー項目にマウスカーソルを合わせることで、メッセージが表示されエラーの内容を確認することができます。</p>
<p>再生資源利用計画書（実施書）において、土砂の再生資材の利用状況については、どのような場合に入力するのでしょうか。</p>	<p>規格の欄において「採取土」（購入土）を選択した場合を除き、現場内での利用も含め、全て再生資材に該当するため、利用状況を入力する必要があります。また、現場内利用や工事間流用を実施しているにもかかわらず、土砂の「供給元種類」の選択において、「他」を選択しているケースが散見されます。安易に「他」を選択しないよう注意してください。</p>
<p>再生資源利用計画書（実施書）において、その他の建設資材にはどのようなものを入力するのでしょうか。</p>	<p>分類のない資材（例：異形棒鋼など）を入力してください。</p>
<p>搬出先の中間処理施設が再資源化施設かどうか不明です。搬出先の種類はどれを選択すればよいのでしょうか。</p>	<p>「搬出先の種類」の選択は再資源化率の算出に大きく影響します。過去の CREDAS 提出データでは、安易に「他」を選択しているケースが散見されます。選択にあたっては、搬出先の施設に確認のうえ、該当する搬出先の種類を適切に選択してください。やむを得えず確認できない場合等を除き、原則「他」を選択しないでください。</p> <p>（正しい選択の例）※確認のうえ、適切に入力</p> <div data-bbox="884 1872 1394 1984" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>搬出先の名称 「〇〇リサイクル」</p>  <p>搬出先種類 「中間合外」</p> </div>

質問	回答
<p>再生資源利用（促進）実施書の「再資源化等完了年月日」は、特定建設資材以外も含めて全ての処理が完了した年月日（マニフェストの E 票に記載）を記入すればいいのでしょうか。また、工事検査時にまだ E 票が提出されていないことがあります、その場合は空欄としてよいのでしょうか。</p>	<p>その通りです。質問のとおりに対応してください。</p>
<p>再生資源利用（促進）計画書（実施書）の入力において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定める特定建設資材のうち、コンクリート二次製品やテラゾブロックなどを搬出する場合の入力欄は、「コンクリート塊」の欄でよいのでしょうか。</p>	<p>特定建設資材のうち、「コンクリート」又は「コンクリート及び鉄から成る資材」に区分される資材については「コンクリート塊」の欄に入力してください。</p>
<p>利用資材や発生・搬出する廃棄物がそれぞれ入力タブのどの分類に該当するのか分かりません。</p>	<p>次頁以降の表 1～3 を参考に判断してください。それでもなお分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入してください。</p>

表一 1 建設資材利用

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂, 山土などの新材 (採取土, 購入土)	土砂採取場で採取された山砂, 山土で, 埋め戻し, 盛土等, 土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土 (土質改良プラントからの購入土) (第1種～第4種改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために, 土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり, 粒度調整をしたりして, ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土) ただし, 含水比低下, 粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は, 改良土に分類されない。
	建設発生土 (第1種～第4種建設発生土, 浚渫土以外の泥土)	工事等で発生した土砂のことで, 建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については, 表3参照。
	浚渫土	港湾, 河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土 (第1種～第4種処理土)	工事等で発生した建設汚泥を脱水, 乾燥, 安定処理等の改良を行い, 土質材料として利用できる性状としたもの (第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土)
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
	生コンクリート	コンクリート用再生骨材 H, M, Lを用いた生コンクリート
上記以外の生コンクリート (新材も含む上記以外の全て)		「上記以外の生コンクリート」には, 次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材(H, M, L)」以外の再生骨材を用いた生コンクリート 又は, 新材骨材を用いた生コンクリート
木製資材		板材, パーティクルボード, 合板, 集成材(ボード), 繊維板など 角材, 集成材(ボード除く), 植生基盤材など(植裁用の樹木は除く)。

分類	小分類	具体的品目説明
アスファルト混合物		<p>アスファルト混合物には、次の品目があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物
砕石	鉦さい	高炉スラグ，転炉スラグ，電気炉スラグ
	鉦さい以外の砕石	<p>鉦さい以外の砕石として、次の品目があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラッシャーラン (岩石等を破碎した砕石，又は，コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えて混合した路盤材料(再生クラッシャーラン)) ・粒度調整砕石 (一定範囲の粒度となるよう調整した砕石，又は，コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材(再生粒度調整砕石)) ・単粒度砕石 (均一の粒度となるよう調整した砕石) ・ぐり石，割ぐり石 玉石大に割った石。原石を破碎した石。

表一 2 建設副産物搬出

	調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)	定 義
建設 廃 棄 物	コンクリート塊	コンクリートの破片, コンクリートブロック
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルトコンクリートの破片
	その他がれき類	<p>工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物のうち, 上記の「コンクリート塊」, 「アスファルト・コンクリート塊」に分類されないもの</p> <p>レンガ破片, 瓦等</p>
	建設発生木材 A (柱, ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)	<p>木製資材 (角材, 合板, パーティクルボード, 集成材, 繊維板等) が廃棄物となったもの</p> <p>※伐木材, 除根材, 剪定枝, 除草等は含まない</p>
	建設発生木材 B (立木, 除根材などが廃棄物となったもの)	<p>伐木材, 除根材等</p> <p>ただし, 剪定枝, 除草等は含まない</p>
	建設汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち, 標準ダンプトラックに山積みができず, またその上を人が歩けない状態のもの (コーン指数がおおむね 200kN/m² (2kgf/cm²) 以下または一軸圧縮強さが 50kN/m² (0.5kgf/cm²) 以下) ・廃ベントナイト泥水 ・リバース工法等に伴う廃泥水 <p>出典: 「建設廃棄物処理ガイドライン」(株)ぎょうせい(1990. 6. 20 発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(H2 厚生省衛産 37 号)</p>
	金属くず	鉄骨鉄筋くず, 金属加工くず等
	紙くず	工事現場で使用した紙類, ダンボール類
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	<p>フィルム, 発泡スチロール等の包装資材等</p> <p>※廃塩化ビニル管・継手は, 廃塩化ビニル管・継手の欄に記入して下さい。</p>
	廃塩化ビニル管・継手	塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
	廃石膏ボード	石膏ボードが廃棄物となったもの
	その他分別された 廃棄物	上記以外の廃棄物で現場分別し, 排出されたもの
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	上記の建設廃棄物が混合状態となったもの

	調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)	定 義
建設発生土	<u>表3 参照</u> 第1種建設発生土～ 浚渫土 (建設汚泥を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注1) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。

但し、「混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注2) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表一3 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/ m ²	土質材料の工学的分類		備考		入力上の区分
			大分類	土質	含水比 (地山) W _n (%)	掘削方法	
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずる物)	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。	第1種建設発生土
	第1種改良土		砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}			
			人工材料	改良土 {I}	—		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずる物)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	と予想される場合は、1ランク下の区分とする。	第2種建設発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—		
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。	第3種建設発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度以下		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずる物〔第3種建設発生土を除く〕)	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。	第4種建設発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40~80%程度		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度		
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—		
泥 土	泥土 a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。	泥土 (浚渫工事に伴う泥土は浚渫土)
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80%程度以上		
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—		
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上		
	泥土 c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—		

出典：「発生土利用基準について」(平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)